

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設	
要望内容（概要）	<p>第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応し、その可能性を最大限引き出すためには、既存企業とベンチャー企業とが連携して行うイノベーション（いわゆるオープン・イノベーション）による付加価値の向上が不可欠となるが、我が国では十分な水準に至っていない。</p> <p>こうした背景を踏まえ、我が国における人材・技術・資本のオープン・イノベーションを促進し国際競争力を強化するため、一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う既存企業を対象とした税制優遇措置の創設を要望する。</p>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項、第72条の23第1項、第292条第1項 </div>	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（－） [平年度] 精査中（－）</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある」とされている。</p> <p>そこで既存企業の有するリソースを最大限活用したオープン・イノベーションを促進するとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、第4次産業革命における我が国企業の国際競争力を強化することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応し、日本企業の競争力を強化するには、まずもって、生産性の向上が課題。売り値とコストを比較した「マークアップ率」を分析すると、この10年で欧米との差は急速に開く一方であり、日本企業は、十分な付加価値を乗せることができていない。</p> <p>製品・サービスの付加価値を高めるためにも、オープン・イノベーションの促進を急ぐ必要がある。しかし現在、日本では、大学や公的研究機関との連携については欧米並みであるものの、①既存企業同士の連携には欧米の半分程度、②既存企業とスタートアップとの連携に至っては、欧米の1/3以下の水準、と大きく後れを取っている。</p> <p>こうした企業間の連携によるオープン・イノベーションを促進するためにも、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。このため、既存企業が行う一定の要件を満たしたベンチャー投資に対して税制措置を講ずることで、既存企業に対し投資インセンティブを付与し、オープン・イノベーションの促進を図ることが必要といえる。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 新陳代謝</p> <p>【統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）】 第3章 知の社会実装 （2）創業 ○目指すべき将来像 ・我が国の強みである大企業・大学等の優れた人材、研究開発力、資金等を生かした日本型の研究開発型スタートアップ・エコシステムの構築等により世界と伍する拠点を形成し、研究開発成果が社会実装につながる社会を実現</p> <p>○目標 ・我が国の研究開発型スタートアップの創業に係る環境を、世界最高水準の米国又は中国並みに整備</p> <p><資金> ・ベンチャー投資額の対名目GDP比率を世界最高水準並みに向上</p> <p>【成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）】 第1章 基本的考え方 （5）オープン・イノベーションの推進 ③オープン・イノベーションの推進 第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、新たなベンチャー企業の創業支援を図るとともに、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。</p> <p>【成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）】 8. Society5.0実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築 （1）KPIの主な進捗状況 《KPI》企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出</p>				
	政策の達成目標	第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する。				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>政策の達成目標と同じ</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）				
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ					
政策目標の達成状況	現在、日本では、大学や公的研究機関との連携については欧米並みであるものの、①既存企業同士の連携には欧米の半分程度、②既存企業とスタートアップとの連携に至っては、欧米の1/3以下の水準、と大きく後れを取っている。					
	ページ	6—2				

有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	既存企業が行う一定の要件を満たしたベンチャー投資に対して税制措置を講ずることで、既存企業に対し投資インセンティブを付与することができるため、人材・技術・資本を開放したオープン・イノベーションの促進につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々オープン・イノベーションの促進に資する予算等の要求が行われる予定
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者を設定することで、より特定された分野又はオープン・イノベーションによる成果の獲得を目指す制度であり、民間活力によるオープン・イノベーションに資する投資を幅広く、中立的に促進する制度措置とは支援目的と対象が異なる。
	要望の措置の妥当性	第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。既存企業が行うベンチャー投資について、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じ投資インセンティブを付与することは、政策手段として有効かつ必要最小限である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—